

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援
の充実

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付（都道府県認可）
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所
 - ※私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う
 - ※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続
- 地域型保育給付（区市町村認可）
 - ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ・家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育
 - ※施設型給付、地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

児童手当

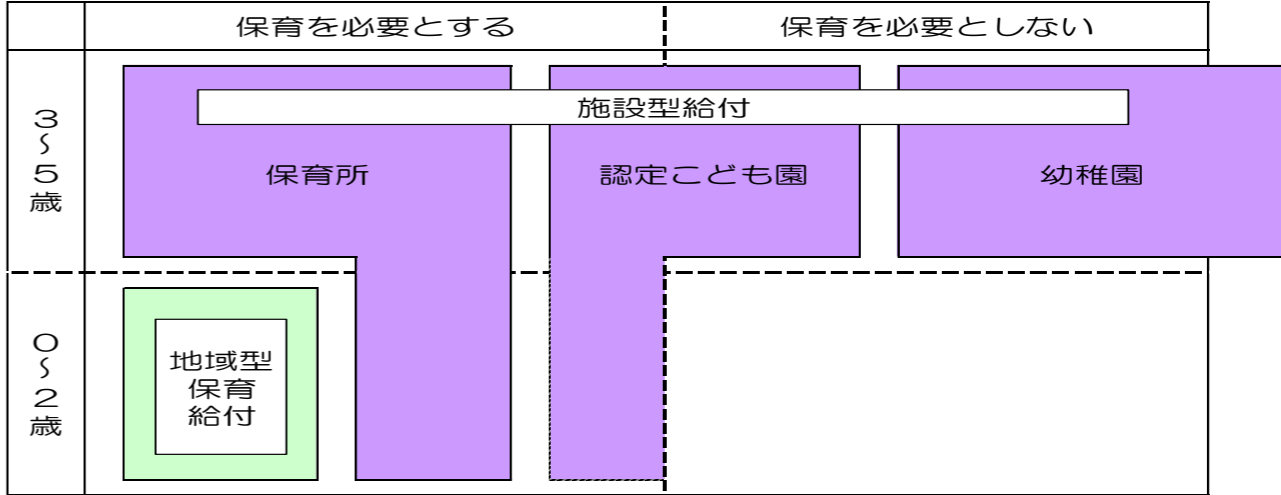
地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援（新規）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③一時預かり
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩学童クラブ
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

子ども・子育て関連3法

※平成24年3月、消費税関連法案とともに国会に法案提出
自公民3党による修正協議を経て、8月に可決・成立

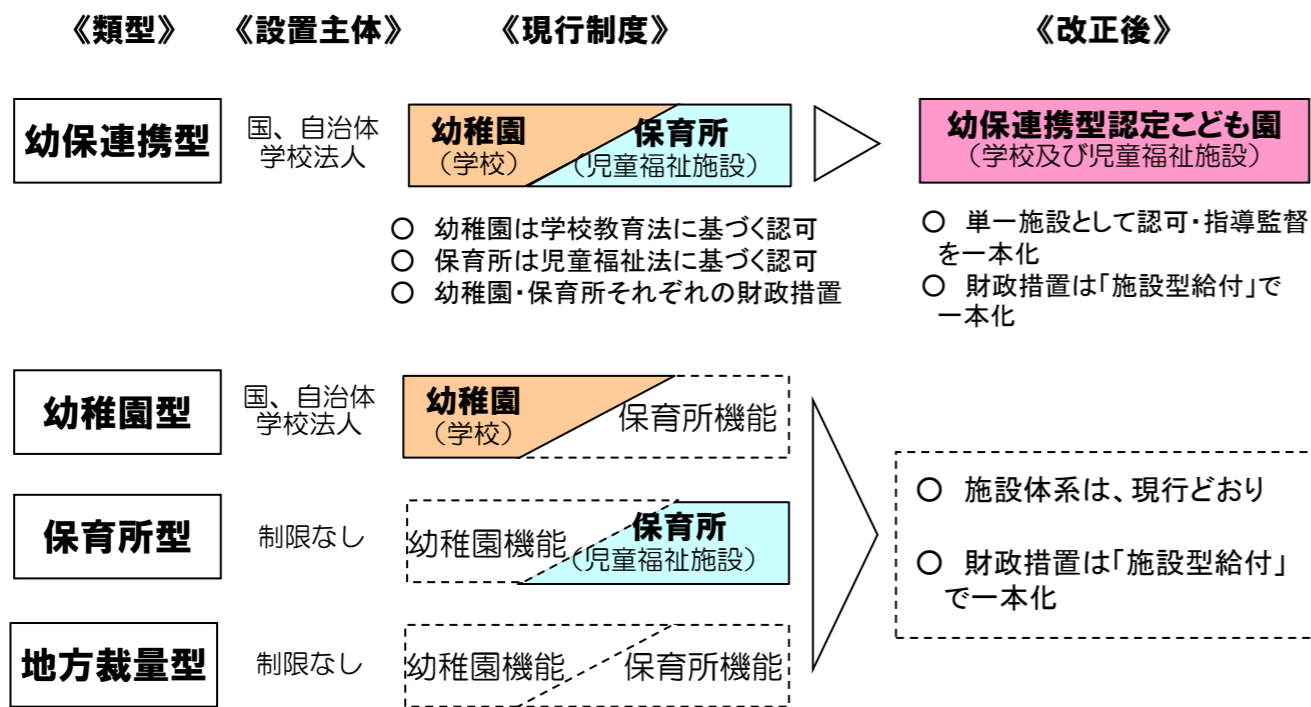
- ◆3法の趣旨
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
（対象年齢は、学童クラブ（小学生）を除き、概ね就学前の子ども（0～5歳））
- ◆主なポイント
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
 - 基礎自治体（区市町村）が実施主体
 - ・区市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・都道府県は、実施主体である区市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から支援計画を策定
 - 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
 - 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（区市町村等における設置は努力義務）



【保育の必要性の認定区分と利用するサービス】

- ・3～5歳、幼児期の学校教育のみ（1号認定） → 幼稚園、認定こども園
- ・3～5歳、保育の必要性あり（2号認定） → 保育所、認定こども園
- ・0～2歳、保育の必要性あり（3号認定） → 地域型保育、保育所、認定こども園

認定こども園制度の改善



保育を必要とする場合の利用手続き

◆保育の必要性の認定

- ・国が定める認定基準に基づき、区市町村が保育の必要性を認定し、認定証を交付
 - ＜認定事由＞ 就労及び就労以外の事由（保護者の疾病・障害、産前産後、介護、求職活動等）
 - ＜認定区分＞ 長時間利用及び短時間利用の2区分
 - ＜優先利用＞ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども

◆区市町村による入所調整

- ・保育所での保育は、区市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ・区市町村は保育所のほか、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じる
- ・当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、区市町村が利用の調整を行う

◆利用者負担

- ・現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める
- ・実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める

保育に関する認可制度の改善

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である区市町村との協議を行うことで、区市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 区市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った区市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

新制度における利用手続きのイメージ

